

松本市国民保護計画の概要

国民保護法

基本指針

市町村モデル計画

長野県国民保護計画

松本市国民保護計画

第1篇 総論

基本理念、市の責務等

- 基本理念
平和と安全を確保するためには、不断の外交努力等と平和行政の推進が最も重要
- 市の責務
市民の生命、身体及び財産を保護する使命
市における国民保護措置を総合的に推進

基本方針（8項目）

- 基本的人権の尊重
- 国民の権利利益の迅速な救済
- 国民に対する情報提供
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 国民の協力
- 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道上の法的な実施
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

対象とする事態

- 武力攻撃事態（5類型）
 - ・ 着上陸侵攻
 - ・ ゲリラ、特殊部隊等による攻撃
 - ・ 弾道ミサイル攻撃
 - ・ 航空攻撃
 - ・ NBC攻撃
- 緊急処理事態
 - ・ 危険性を内在する物質を有する施設への攻撃
 - ・ 多数の人が集合する施設への攻撃
 - ・ 多数の人を殺傷する物質による攻撃
 - ・ 交通機関を用いた攻撃

第2篇 平素からの備えや予防

組織・体制の整備

○市職員の参集基準

体制	参集基準
①総合防災課体制	国民保護担当課室職員が参集
②市緊急事態警戒本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

○関係機関との連絡体制の整備

（国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等、ボランティア団体に対する支援）

○情報収集、提供体制の整備、防災行政無線の整備、安否情報の収集、整理等の各種体制の整備

○訓練 防災訓練と相互に応用可能な項目について連携し訓練の実施

（住民への訓練協力への要請は強制にわたることはあってはならない。）

避難、救援及び武力攻撃災害の対処に関する平素からの備え

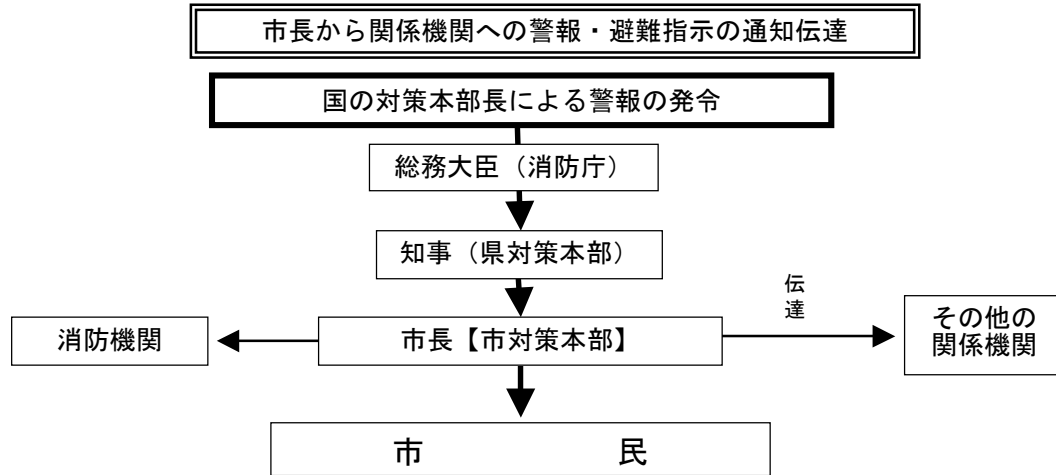
- 避難実施要領のパターンの作成
- 物資及び資材について防災のための備蓄と相互に兼ねて備蓄又は調達体制を整備
- 市民への啓発等を実施

第3篇 武力攻撃事態への対処

初動体制の確保、関係機関相互の連携、住民への協力要請等

- 市は初動体制の確保（緊急事態警戒本部、国の指定通知による対策本部の設置）
- 関係機関相互の連携による国民保護措置の総合的推進
- 住民への協力要請 「避難住民の誘導」「避難住民の救援」「負傷者等救助」「保健衛生の確保」（協力要請は強制にわたることはあってはならない。）

警報及び避難の指示



避難誘導

- 市長は、「避難実施要領」に基づき、市の職員及び消防団員を指揮して避難誘導を実施（広域消防局は、市町村の避難実施要領により避難誘導を実施）
- ・誘導の際の配慮事項 「関係機関との連携」「自主防災組織への協力要請」「要援護者への配慮」等

救援

- 避難住民を受け入れた場合は県知事が救援を実施
ただし県知事から市長へ救援の実施の通知があった場合、次の措置を実施（災害救助法に準じた措置）
ア 収容施設の供与 イ 食品・飲料水等の給与 ウ 医療の提供 エ 埋葬・火葬 等 10 措置

安否情報の収集・提供

- 避難住民の安否について、個人情報に最大限配慮し、収集・整理を実施し、安否情報に回答する。回答に当たっては、最小限の情報の回答にとどめる。

武力攻撃災害への対処

- 市の区域における武力攻撃災害の対処のために必要な措置を講ずる。
- 市長による対処が困難と認める時（多数の死傷者が出ている場合、NBC攻撃等専門知識が必要な場合等）は、県知事へ対処を要請する。
- 市長は、武力攻撃災害が発生した場合、緊急の必要がある場合、退避の指示を実施する。
- 市長は、武力攻撃災害が発生した場合、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供などから判断し警戒区域を設定する。

第4篇 復旧等

応急復旧

武力攻撃災害の復旧

国民保護措置に要した費用の支弁

第5篇 緊急対応事態への対応

武力攻撃事態への対応に準じて対応を実施